

船橋市感染症予防計画に基づく新たな感染症に対する医療体制等について

①令和5年度船橋市感染症対策連携会議地域医療専門部会の振り返り

令和6年12月4日
保健所 健康危機対策課

船橋市感染症予防計画の策定（令和6年4月1日）及び概要

予防計画策定の経緯等

新型コロナへの対応を踏まえ、「国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症」の発生及びまん延に備えるため感染症法が改正された。保健所設置市においても予防計画を策定することとなった。これに伴い、令和5年度に船橋市感染症対策連携会議および同地域医療専門部会を設置し、議論していただいたご意見を踏まえ、令和6年4月1日、本市予防計画を策定した。

○想定している感染症

「新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（当該指定感染症にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延の恐れがあるもの）及び新感染症とされている。また、想定されるウイルスの性状については、新型コロナウイルス感染症と同程度のものを想定。

○基本的な考え方

平時より関係機関と連携しながら事前対応型の行政の構築を推進し、感染症対策の一層の充実を図り、次の感染症危機が発生した際の医療提供体制等のひっ迫を防ぐ。

○市予防計画で定めている項目

感染症の発生及びまん延に備えるため、検査の実施体制・検査能力の向上、保健所体制の強化、緊急時における県と連携して行う医療の提供等の対応など、15項目を定めた。（次頁参照）
なお、別表では数値目標を定めた。（検査体制、人材の養成・資質の向上、保健所の体制整備）

船橋市感染症予防計画の構成

第1 感染症の予防の推進の基本的な方向

- 1 事前対応型行政の構築
- 2 市民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策
- 3 人権の尊重
- 4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応
- 5 関係機関、市民及び医師等の役割

第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

- 1 感染症の発生の予防のための施策に関する考え方
- 2 感染症発生動向調査事業の実施
- 3 感染症情報の分析及び公表
- 4 予防接種
- 5 結核に係る定期的健康診断

第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

- 1 患者等発生後の対応時の対応に関する考え方
- 2 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院
- 3 感染症の審査に関する協議会
- 4 消毒その他の措置
- 5 積極的疫学調査
- 6 感染症の発生予防及びまん延防止のための関係機関等との連携

第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究

- 1 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する基本的な考え方
- 2 県等における情報の収集、調査及び研究の推進

第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上

- 1 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方
- 2 県等における病原体等の検査の推進
- 3 衛生研究所等の体制整備
- 4 県等における総合的な病原体の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築
- 5 関係機関及び関係団体との連携

第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保

県予防計画にて県が定める事項に基づき、市は対応することが原則となるが、緊急時における対応については、本計画第14で定める事項に基づき対応する旨を明記

第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

- 1 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する考え方
- 2 感染症の患者の移送のための体制の確保の方策
- 3 関係各機関及び関係団体との連携

第8 宿泊施設の確保等に関する事項

- 1 宿泊施設の確保等に関する事項の基本的な考え方
- 2 宿泊施設の確保等に関する事項の方策
- 3 関係各機関及び関係団体との連携
- 4 確保居室数

第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備

- 1 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備の基本的な考え方
- 2 外出自粛対象者の療養生活の環境整備の方策
- 3 関係各機関及び関係団体との連携

第10 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整及び支持の方針に関する事項

県予防計画にて県が定める事項に基づき、市は対応することが原則となる旨を明記

第11 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

- 1 人材の養成及び資質の向上に関する基本的な考え方
- 2 人材の養成及び資質の向上
- 3 医療機関等における人材の養成及び資質の向上

第12 保健所体制の強化

- 1 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する基本的な考え方
- 2 感染症の予防及びまん延防止に関する保健所の体制の確保
- 3 関係機関及び関係団体との連携

第13 感染症に関する啓発、知識の普及と患者等の人権の尊重

- 1 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する基本的な考え方
- 2 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する方策
- 3 感染症についての正しい知識の普及
- 4 情報公開に当たっての人権の尊重
- 5 報道機関への情報提供
- 6 患者情報等の流出防止

第14 緊急時における対応

- 1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供に関する考え方
- 2 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策
- 3 緊急時における国と地方公共団体との連絡体制
- 4 緊急時における地方公共団体相互間の連絡体制
- 5 緊急時における医療提供体制構築に係る準備

第15 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

- 1 施設内感染対策
- 2 災害防疫
- 3 動物由来感染症対策
- 4 結核予防対策
- 5 特定病原体を適正に取り扱う体制の確保
- 6 特定感染症予防指針との関係
- 7 県の実情に即した感染症の予防のための施策
- 8 関係各機関及び関係団体との連携
- 9 消耗品の備蓄
- 10 外国人に対する適用
- 11 薬剤耐性対策

※別表で数値目標を明記

1. 帰国者接触者外来・発熱外来等の検査体制について（感染症流行初期）

令和5年11月17日開催 令和5年度第2回船橋市感染症対策連携会議地域医療専門部会会議資料より抜粋

◇専門部会での事務局提案

- 新たな感染症発生時において検査、外来受診の需要への対応が円滑にとれるよう、**発熱外来医療機関の体制整備の進め方**や**船橋市衛生試験所（市保健所の検査部門）**における**検査、ドライブスルーによる検体採取などの体制**を検討する方針としたらどうか。

◇専門部会での意見

- コロナ対応での多くの経験を活かして迅速な対応を目指したい。
- 早い段階で保健所を中心とした発熱・相談体制を含めた体制整備や情報発信が望ましい。
- 検査体制については、ドライブスルー検査が有効に機能したため、今後新たな感染症発生時も同様の対応が望ましい。

意見等を受けての対応

- 発熱外来医療機関の体制整備は、県予防計画に基づき行われるため、市は県と連携を図り、迅速な検査や診療の需要に対応できるよう県に働きかけていく。
- 船橋市衛生試験所における検査体制の充実の項目を市予防計画に記載。
- 「ドライブスルーによる検体採取体制」や「適切な情報発信のあり方」等は引き続き検討していく。

2. 入院調整・病床確保について

(感染症流行初期や医療提供体制ひっ迫等が生じる場合または生じる恐れがある時)

令和5年11月17日開催 令和5年度第2回船橋市感染症対策連携会議地域医療専門部会会議資料より抜粋

◇専門部会での事務局提案

- 県の入院調整体制を基本としながら、県全体の体制整備が整う前に本市に感染拡大が生じる恐れがある場合など、県や市医師会等の関係団体と協議し必要な施策を講じられるよう平時から共通認識を図る方針としたらどうか。(流行初期)
- 県における患者受け入れの輪番制度の導入時期を確認しつつ、当番医療機関の負担に不均衡が生じないように考慮しながら市独自に疑い患者受け入れの輪番制度※2を導入を検討する方針としたらどうか。(流行初期)
- 病床を確保している医療機関と確保していない医療機関との役割分担や病床を確保している医療機関において、感染症指定医療機関、三次救急医療機関、二次救急医療機関との役割分担を協議していきたい。(流行初期・流行初期以降)

◇専門部会での意見

- 疑い患者受け入れの輪番制度※2の導入にあたっては、人員不足が課題であり、輪番ができない病院もあった。
- 医療機関ごとの役割分担については、例えば、二次救急医療機関は中等症患者、重症患者は三次救急医療機関が担当する形を基本とし、病床を確保している医療機関に患者が集中しないよう、クリニックや病床を確保していない医療機関が積極的に外来を対応するといった対応も考えられる。
- 確保病床を一部の医療機関に集約することについて検討してもよいのではないか。

※2 感染症患者の入院や外来受診を受け入れる医療機関について、市医師会とあらかじめ協議し、感染拡大時において、休日夜間における日ごとに当番医療機関をあらかじめ定め感染症患者の入院・外来を受け入れる取り組み。

2. 入院調整・病床確保について

(感染症流行初期や医療提供体制ひっ迫等が生じる場合または生じる恐れがある時)

令和5年11月17日開催 令和5年度第2回船橋市感染症対策連携会議地域医療専門部会会議資料より抜粋

意見等を受けての対応

- 市は県の医療提供体制に協力しながら施策を講じていくが、県の体制整備が整う前に感染拡大が生じた場合や緊急的な対応が必要となった場合に、県の体制に加えて迅速に必要な施策を実施する。当該施策の実施の時期や内容については、平時から県や市医師会等の関係団体と協議し合意形成を図ることについて、市予防計画に記載。
- 県の医療措置協定の枠組みを基本としつつ、市医師会等の関係団体と協議し、入院や発熱外来等の市内の医療提供体制の役割分担や夜間休日における患者受け入れの輪番制度等の対応について検討していくことについて、予防計画に記載。
- 病床を確保している医療機関と確保していない医療機関との役割分担や、病床を確保している医療機関において、感染症指定医療機関、三次救急医療機関、二次救急医療機関との役割分担や病床の確保のあり方について引き続き協議・検討。

【補足】 入院調整体制にあたっての前提

県の入院調整は原則として県全域の医療機関と広域調整及び総合調整を行い、市保健所では保健所管内の医療機関と調整を行うことが前提となる。県と市保健所の入院調整を行う医療機関が重なることから、市が入院調整を行ううえで、円滑に行えるよう引き続き協議・調整を行っていく。

3. 宿泊療養施設及び臨時医療施設について

令和5年11月17日開催 令和5年度第2回船橋市感染症対策連携会議地域医療専門部会会議資料より抜粋

◇◇専門部会での事務局提案

- **市が宿泊療養施設を確保する場合には、医療機関との提携型の宿泊療養施設を視野に入れて検討をする方針としたらどうか。**
- **広域での医療提供体制の構築のため、臨時の医療施設の早期導入に関して予防計画上に位置づけることを県へ要望する方針としたらどうか。**

◇専門部会での意見

- **本市において、医療機関が提携する宿泊療養施設の運用として病床ひっ迫時は病床を補完する役割も担うことができた。**
- **高齢者、特に認知症等で徘徊する方の宿泊療養施設の利用は難しいことから、病院や臨時の医療施設での対応が望ましい場合もある。**

意見等を受けての対応

- **宿泊療養施設を確保する場合には、市医師会等の関係団体と協議を行い、隔離型の宿泊療養施設とするか、医療機関との提携型の宿泊療養施設とするか検討を行うことについて、市予防計画に記載。**
- **新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく臨時の医療施設について、感染拡大時に迅速に県が設置できるよう、平時より県と協議を行うことについて、市予防計画に記載。**

令和6年度以降の検討事項（まとめ）

令和5年11月17日開催 令和5年度第2回船橋市感染症対策連携会議地域医療専門部会会議資料より抜粋

項目	今後の対応（当部会での主な検討事項）
発熱外来・ 検査体制	<ul style="list-style-type: none">● 発熱外来医療機関の整備について市は県に働きかけていくとともに、市医師会等と協議・検討。● ドライブスルーによる検体採取方法や適切な情報発信の具体的な内容等の協議・検討。
入院調整	<ul style="list-style-type: none">● 緊急的な対応が必要となった場合に県の体制に加えて、迅速に必要な施策（夜間休日における患者受け入れの輪番制度等）や入院や発熱外来等の市内の医療提供体制の役割分担について引き続き協議・検討。● 県の体制整備が整う前に感染拡大が生じた場合には、必要な施策を講じられるよう県や市医師会等と引き続き協議・検討。● 病床を確保している医療機関と確保していない医療機関との役割分担や病床を確保している医療機関間での役割分担について、引き続き協議・検討。
宿泊療養施設 及び臨時医療 施設について	<ul style="list-style-type: none">● 宿泊療養施設を確保する場合には、隔離型の宿泊療養施設とするか、医療機関との提携型の宿泊療養施設とするか引き続き協議・検討。

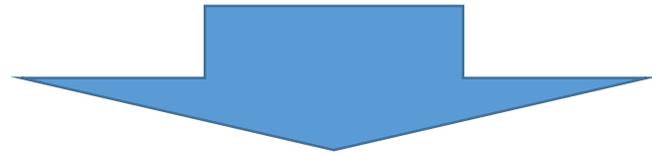
その他の検討事項等

令和5年11月17日開催 令和5年度第2回船橋市感染症対策連携会議地域医療専門部会会議資料より抜粋

項目	今後の対応
妊婦・透析患者・精神疾患の患者・乳幼児・小児患者、重症患者などの特別な配慮が必要な患者への対応	特別な配慮が必要な患者への対応については、県と連携を図りながら、具体的な受入れ等のスキームを引き続き協議・検討。円滑な受入れ体制が構築できるよう県へ働きかけていく。
感染拡大時等の医療がひっ迫する恐れがある場合に、無料PCR検査や抗原検査キット費用助成のような通常の検査体制を補完する制度の導入	感染症により検査方法等が違うことも考慮し、今後具体的な実施方法等を引き続き協議・検討。
救急医療体制への負担軽減のためオンライン診療、往診の協力金や業務委託について	救急医療体制への負担軽減のための方策としてどのような取り組みが必要であるかを含め、引き続き協議・検討。

疑い患者受入れ輪番制度（コロナ禍における船橋市の体制）

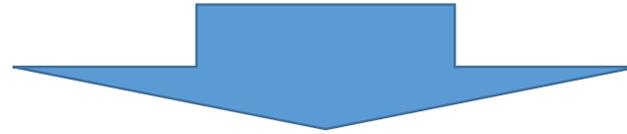
- 船橋市では、千葉県の対応に先立ち、新型コロナウイルス感染症疑い患者の受け入れに関する、**休日・夜間の輪番制度を市独自で行った。**
- 5医療機関での輪番制度の導入により**役割分担が明確**になり、人員体制を適切にとることができるようになったことから、**各医療機関の負担が軽減され患者の受け入れが円滑**になった。
- 一方で、**当番医療機関にもかかわらず受け入れが困難だったことから、当番ではない医療機関が受け入れざるを得ない状況もあり、受入れた医療機関に負荷がかかっていたことがあった。**あらかじめ受け入れが困難であることが判明した時点で当番日の調整等が必要であった。



感染拡大がより顕著となる流行初期以降では、疑い患者受入れ輪番制度を補完する役割として、夜間休日急病診療所の役割についても協議・検討が必要である。

【参考】 コロナ禍における他市の事例

- 他自治体の多くは、船橋市と同様に救急診療のための輪番制度を設けており、それに加え、近隣では千葉市などがいわゆる夜間応急診療所や休日救急診療所等でのコロナ患者に対する一次救急を実施していた。
- 休日救急診療所等での検査や投薬までは実施されていない自治体が多かった。



今後の感染症危機において、市医師会協力のもと夜間休日急病診療所を活用する場合、一次救急に加え、検査や投薬などどこまでの医療提供を行うかなども協議・検討が必要となる。